

重 要 事 項 説 明 書

(訪問入浴介護事業)

事業者名称	株式会社サン・ルーム
事業者所在地	宮崎県延岡市平田町 2347 番地
代表者名	代表取締役 佐 藤 勝 造

事業の目的	株式会社サン・ルーム西臼杵営業所が行う指定訪問入浴介護事業は、適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、本事業の介護職員及び看護職員研修の修了者が、経過的要支援及び要介護状態にある高齢者等に対し適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。
事業の方針	訪問入浴介護従業者は経過的要支援・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の心身の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、地域との結び付きを重視し、関係市町村及び保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りサービスの提供に努めることを基本方針とする。

指定サービスの種類	指定訪問入浴介護事業
指定事業所番号	事業所番号 4572200105 号
事業所名称	株式会社サン・ルーム西臼杵営業所
事業所所在地	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 12190 番地 1
電話番号・FAX	TEL (0982)87-3006 FAX (0982)87-3007
苦情担当者	工 藤 京 子
営業日	月曜日から土曜日まで（12/31～1/3までを除く）
虐待防止責任者	工 藤 京 子
営業時間	8 時 30 分から 17 時 30 分まで
利用料	介護報酬の告示上の額

通常実施地域	日之影町・高千穂町・五ヶ瀬町・延岡市北方町・ 熊本県山都町・熊本県高森町・熊本県阿蘇市・ 熊本県南阿蘇村		
交通費	通常実施地域以外で本事業所より片道 20 km以上の 場合 1,000 円を徴収する。		
地域加算	あり	割引率	なし

看護職員等の勤務体制	管理者	常勤で1名配置 工藤 京子
	看護職員	3名(常勤3名)
	介護職員	4名(常勤4名)
緊急時等の対処方法	指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他事故が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ本事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。	
その他の重要事項	介護従事者及びその他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。	

提供するサービスの 第三者評価の実施の有無	有 ☒ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

1. 衛生管理等

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回及び随時必要時に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的の実施します。

2. 虐待防止等に関する事項

- ① 事業所、利用者の人権養護、虐待の防止又は再発を防止するため次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行います。
- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報します。

3. 身体拘束等の適正化

事業所は、身体拘束等の適正化を図るための措置を講じます。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月 1 回及び随時必要時に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

4. ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じます。

- ① 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・徹底します。
- ② ハラスメントの指針、マニュアルを整備し年 1 回以上の研修を実施します。
- ③ 相談（苦情を含む、以下同じ）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、相談に対応するため担当者をあらかじめ定める等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ従業員に周知します。

5. 非常災害対策

- ① 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた計画を作成します。
- ② 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対してサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
 - (1) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び措置を講じます。
 - (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6. 職員の資質向上

- ① 事業所は、訪問入浴介護職員従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保します。
採用時研修（2 ヶ月以内） 継続研修（年 1 回以上）
- ② 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させます。

令和 年 月 日

訪問入浴介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

所在地 宮崎県日之影町大字七折 12190 番地 1
名 称 株式会社サン・ルーム西臼杵営業所

説明者

氏名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問入浴介護についての重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____